

芳賀地区広域行政事務組合 消防本部からのお知らせ

林野火災予防のための新たな取組みを開始！

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を踏まえ、『林野火災注意報』や『林野火災警報』を的確に発令することにより、林野火災予防の実効性を高めるため、火災予防条例の一部を改正し、**令和8年1月1日から施行**。

●改正概要

・降水が少なく、乾燥している気象状況下において、『林野火災注意報』を発令し、屋外での火の使用について注意を呼び掛けます。加えて、強風が吹く状況下では『林野火災警報』を発令し、屋外での火の使用を制限することで、林野火災の発生及び延焼拡大を予防します。

【たき火のイメージ】




【たき火に該当しないイメージ】



林野火災注意報 が発令された場合

・屋外での火気使用（火入れ、たき火等）について注意する【努力義務】

林野火災警報 が発令された場合

・屋外での火気使用（火入れ、たき火等）の制限【義務】※罰則あり 

※対象期間：1月～5月

※対象地域：森林（森林整備計画で定める国有林及び民有林）及びその周辺

●林野火災注意報発令時

- ・消防本部ホームページ等により広報します。
- ・管轄消防隊により森林周辺地域の巡回広報、注意喚起を行います。

●林野火災警報発令時

- ・消防本部ホームページ等による広報に加え、**防災行政無線**、防災メール等により広報します。
- ・管轄消防隊により森林周辺地域の巡回広報、消火指導を行います。

【警報発令時のお願い】注意報発令時もご注意ください

- ・山林、原野等において火入れをしないこと
- ・煙火を消費しないこと
- ・火遊び、たき火をしないこと
- ・山林、原野等及び可燃物附近で喫煙をしないこと
- ・残火（たばこの吸い殻含む）、取灰又は火粉を始末すること



普段から水バケツ等を用意し、消火の準備をしたうえで、完全消火をお願いします！

※野焼きやたき火を行う場合には、消防署・分署に「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出書」を提出してください。この届出書は、焼却行為等を許可するものではなく、事前に場所等を把握するためのもので、特に『林野火災警報』発令時には届出者へご連絡することがありますのでご了承ください。

お問い合わせ先 芳賀地区広域行政事務組合消防本部 予防課 ☎0285-82-8706



真岡消防署 ☎0285-82-3161
二宮分署 ☎0285-74-0537
芳賀分署 ☎028-677-0212
市貝分署 ☎0285-67-1119

真岡西分署 ☎0285-83-2424
茂木分署 ☎0285-63-0201
益子分署 ☎0285-72-3651